

お知らせ

診療報酬法改定により、令和7年4月1日より食事療養費の負担額が引上げとなりました。
御周知の程、お願ひ致します。

(1食あたり)

	令和7年3月31日迄	令和7年4月1日以降
一般	490円	510円
区分オ・区分II	230円(入院期間90日以内)	240円
	180円(入院期間90日越)	190円
区分I	110円	110円

※一般は住民税課税世帯となります。

※区分オは住民税非課税世帯で70歳未満になります。

※区分IIは住民税非課税で70歳以上になります。

※区分Iは住民税非課税世帯であり、各所得もすべて無い世帯となります。

